ご契約いただく海外旅行保険の概要

ご契約に際しては、重要事項説明書、個人情報の取扱説明書、ご契約内容確認事項を必ずご覧ください。ご契約タイプによってはセットされていない補償項目がありますのでご注意ください。

被保険者とは保険の対象となる方をいいます。

下表の「保険金をお支払いする場合」に記載している*印の用語のご説明

- ●「責任期間」とは、保険期間中でかつ旅行行程中(海外旅行の目的をもって、住居を出発してから住居に帰着するまで)をいいます。
- ●「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故により身体に被った傷害をいいます。ケガには、偶然かつ一時に吸入した有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。
- ●「特定の感染症」とは、コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群(SARS)、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、顎口虫(がっこうちゅう)、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症をいいます。

補償項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
傷害死亡	責任期間*中の事故によるケガ*が原因で 事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に死亡された場合	傷害死亡保険金額の全額を被保険者の法定相続人にお支払いします。 同一のケガにより、傷害後遺障害保険金をお支払いしている場合には、傷害死亡保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金を控除した残額となります。	<「傷害死亡」「傷害後遺障害」共通> 1.次の①~⑨のいずれかによって生じたケガ ①保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ②けんかや自殺・犯罪行為
傷害後遺障害	責任期間*中の事故によるケガ*が原因で事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に身体に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて、傷害後遺障害保険金額の3%~100%をお支払いします。ただし、傷害後遺障害保険金額をもって保険期間中の支払いの限度とします。	③被保険者による自動車、オートバイの無資格 運転、酒酔運転、麻薬などを使用しての運転 ④脳疾患、疾病、心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術(事故による傷害の治療を除きます。) ⑦戦争、革命などの事変 ⑧核燃料物質による事故または放射能汚染 ⑨自動車、オートバイ、モーターボート等による競技、競争、興行、試運転 2. 原因がいかなるときでも、むちうち症または腰痛などで医学的他覚所見(検査等によって認められる異常所見)のないもの など
疾病死亡	次のいずれかに該当した場合は、疾病死亡保険金額の全額を死亡保険金受取人(指定のない場合は、被保険者の法定相続人)にお支払いします。 ①責任期間*中に病気により死亡された場合 ②「責任期間*中に発病した病気」または「責任期間*終了後72時間以内に発病した病気(その原因が責任期間*中に発生したものに限ります。)」により、責任期間*終了後その日を含めて30日以内に死亡された場合(ただし、責任期間*終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始しその後も引き続き医師の治療を受けていたものに限ります。) ③責任期間*中に感染した特定の感染症*により責任期間*終了後その日を含めて30日以内に死亡された場合		上記「傷害死亡」の保険金をお支払いできない 主な場合 1.の①、②、⑦、⑧により発病した病 気に加え、 ・被保険者が被ったケガによる病気 ・妊娠、出産、早産、流産による病気 ・歯科疾病
傷害治 療費用	責任期間*中の事故によるケガ*が原因で 医師の治療を受けられた場合(義手、義足 の修理を含みます。)	1 回のケガ、病気につき、被保険者が支出した費用で、社会通 念上妥当と認められる次の金額をお支払いします。(ケガの場 合は事故の発生の日、病気の場合は治療開始日からその日 を含めて 180 日以内に要した費用に限ります。)また、ケガの 場合は傷害治療費用保険金額、病気の場合は疾病治療費用 保険金額を限度とします。	
疾療 妊状険任関 保まの がる払更約 31約	①「責任期間*中に発病した病気」または 「責任期間*終了後 72 時間以内に発病 した病気(その原因が責任期間*中に発 生したものに限ります。)」により、責任 期間*終了後 72 時間を経過するまでに 医師の治療を開始された場合 ②責任期間*中に感染した特定の感染症* により責任期間*終了後その日を含めて 30 日を経過するまでに医師の治療を開 始された場合	 ①診療費・入院費関係(入院による治療を要するにもかかわらず病院が利用できない場合や医師の治療を受け医師の指示により宿泊施設で静養した場合の宿泊施設客室料、病院への緊急移送費等の費用を含みます。)、入院・通院のための交通費および治療のために必要な通訊費 ②保険金請求のために必要な医師の診断書の費用 ③法令に基づき、公的機関より病原体に汚染された場所の消毒を命じられた場合の消毒費用(疾病治療費用に限ります。) ④入院により必要となった被保険者の通信費および身の回り品購入費(身の回り品購入費とします。) ⑤医師の治療を受けたのち、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するための被保険者の交通費・宿泊費(払戻しを受けた金額または負担することを予定していた金額がある場合は、その額を控除します。) 注1 日本国内で治療を受け、健康保険、労災保険等から支払いがなされ、被保険者が支払わなくてもよい部分、また、海外においても同様の制度がある場合、その制度により被保険者が診療機関に支払うことが必要とされない部分はお支払いできません。 注2 カイロプラクティック、鍼(はり)または灸(きゅう)による治療のために支出した費用についてはお支払いできません。 	上記「傷害死亡」の保険金をお支払いできない主な場合 1.の①、②、⑦、⑧により発病した病気および 2.に該当する場合に加え、・妊娠、出産、早産、流産による病気(保険期間が 31 日までの契約(保険期間が延長された場合は 31 日目まで)に限り、妊娠初期の異常(妊娠満 22 週以後の発生は除く)により医師の治療を開始した場合については保険金をお支払いします。)・歯科疾病 注 旅行出発前に発病した病気による疾病治療費用のお支払いはできません

救援者 費用

補償項目

救援に関する 通訳雇入費 用補償特約 セット

妊娠初期の 症状に対する 保険金支払 責任の変更 に関する特約 セット (保険期間 31 日までの契約 の場合)

救援者費用 等追加補償 特約セット

治療•

救援費

用

救援に関する

通訳雇入費

用補償特約

セット

妊娠初期の 症状に対する

保险金支払

責任の変更

に関する特約

セット

(保険期間31

日までの契約

の場合)

救摇者費用

等追加補償

特約セット

●ご夫婦ご

家族プラン

(家族旅行

特約)にこ

加入の場合

は、次頁を

ご参照くださ

い。

保険金をお支払いする場合 被保険者が次の①~⑥までのいずれかに 該当した場合

- ①責任期間*中の事故によるケガ*または 自殺行為がもとで、事故の発生の日から その日を含めて180日以内に死亡された 場合、または、3 日以上続けて入院され
- ②責任期間*中に病気、妊娠、出産、早産、 流産により死亡された場合
- ③責任期間*中に発病した病気により、責任 期間*終了日からその日を含めて30日以 内に死亡された場合または3日以上続け て入院された場合(責任期間*中に医師 の治療を開始した場合に限ります。)
- ④責任期間*中に搭乗・乗船中の航空機・ 船舶が行方不明もしくは遭難した場合ま たは山岳登はん中に遭難した場合
- ⑤責任期間*中の急激かつ偶然な外来の 事故により被保険者の生死が確認でき ない場合または緊急な捜索・救助活動が 必要な状態となったことが警察等公的機 関により確認された場合
- 注 被保険者の生死の判明後または緊急な 捜索・救助活動の終了後に現地に赴く 救援者にかかる費用は対象外です。
- ⑥責任期間*中に誘拐された、または行方 不明になったことを警察等公的機関に届 出された場合

お支払いする保険金 保険契約者、被保険者または被保険者の親族が支出した費

用で社会通念上妥当と認められる次の費用をお支払いしま す。ただし、救援者費用等保険金額をもって保険期間(保 険のご契約期間)中の支払いの限度とします。(保険金 額 300 万円超の場合「保険金をお支払いする場合」の⑥は 300 万円上限)

- ①搜索救助費用
- ②救援者の現地までの航空機等の往復運賃(救援者 3 名分
- ③救援者の現地および現地までの行程における宿泊施設客 室料(救援者3名分かつ1名につき14日分まで)
- ④治療を継続中の被保険者の現地からの移送費用(払戻しを 受けた金額、負担することを予定していた金額、傷害治療 費用または疾病治療費用部分で支払われるべき金額は控 除します。)
- ⑤遺体の処理費用(100 万円まで)、遺体輸送費用
- ⑥救援者の渡航手続費、救援者または被保険者の現地交通 費・通信費、入院または救援に必要な身の回り品購入費、 救援に必要な通訳雇入費(合計 20 万円まで、傷害治療費 用または疾病治療費用の④で支払われる費用は除きま す。)

保険金をお支払いできない主な場合

上記「傷害死亡」の保険金をお支払いできない 主な場合 1.の①**1、②**1、③**2、⑦、⑧により 生じた事故および2.に該当する場合に加え、以 下の事由により左記保険金をお支払いする場 合③の入院をされた場合

- ・妊娠、出産、早産、流産による病気(保険期間 が 31 日までの契約(保険期間が延長された 場合は31日目まで)に限り、妊娠初期の異常 (妊娠満 22 週以後の発生は除く)により医師 の治療を開始した場合については保険金を お支払いします。)
- •歯科疾病
- ※1. 自殺行為によりその行為の日からその 日を含め 180 日以内に死亡された場合 は保険金をお支払いします。
- ※2. 被保険者による自動車、オートバイの無 資格運転、酒酔運転により事故の発生 の日からその日を含めて 180 日以内に 死亡された場合は保険金をお支払いし ます。
- 注 旅行出発前に発病した病気により入院した 場合は、救援者費用のお支払いはできま せん。

など

<傷害治療費用>

責任期間*中の事故によるケガ*が原因で 医師の治療を受けられた場合(義手、義足 の修理を含みます。)

<疾病治療費用>

- ①「責任期間*中に発病した病気」または 「責任期間*終了後72時間以内に発病し た病気(その原因が責任期間*中に発生 したものに限ります。)」により、責任期間 *終了後 72 時間を経過するまでに医師 の治療を開始された場合
- ②責任期間*中に感染した特定の感染症* により責任期間*終了後その日を含めて 30 日を経過するまでに医師の治療を開 始された場合

<救援費用>

被保険者が次の①~⑥までのいずれかに 該当した場合

- ①責任期間*中の事故によるケガ*または 自殺行為がもとで、事故の発生の日から その日を含めて180日以内に死亡された 場合、または3日以上続けて入院された 場合
- ②責任期間*中に病気、妊娠、出産、早産、 流産により死亡された場合
- ③責任期間*中に発病した病気により、責 任期間*終了日からその日を含めて 30 日以内に死亡された場合、または3日以 上続けて入院された場合(責任期間*中 に医師の治療を開始した場合に限りま
- ④責任期間*中に搭乗・乗船中の航空機・ 船舶が行方不明もしくは遭難した場合ま たは山岳登はん中に遭難した場合
- ⑤責任期間*中の急激かつ偶然な外来の 事故により被保険者の生死が確認でき ない場合または緊急な捜索・救助活動が 必要な状態となったことが警察等公的機 関により確認された場合
- 注 被保険者の生死の判明後または緊急 な捜索・救助活動の終了後に現地に 赴く救援者にかかる費用は対象外で
- ⑥責任期間*中に誘拐された、または行方 不明になったことを警察等公的機関に届 出された場合

お支払いする保険金は 1 回のケガ、病気、事故などにつき、 治療・救援費用保険金額を限度とします。

<傷害・疾病治療費用>

被保険者が支出した費用で、社会通念上妥当と認められる次 の金額をお支払いします(ケガの場合は事故の発生の日、病 気の場合は治療開始日からその日を含めて 180 日以内に要 した費用に限ります。)。

- ①診療費・入院費関係(入院による治療を要するにもかかわ らず病院が利用できない場合や医師の治療を受け医師の 指示により宿泊施設で静養した場合の宿泊施設客室料、病 院への緊急移送費等の費用を含みます。)、入院・通院の ための交通費および治療のために必要な通訳雇入費。
- ②保険金請求のために必要な医師の診断書の費用。
- ③法令に基づき、公的機関より病原体に汚染された場所の消 毒を命じられた場合の消毒費用。
- ④入院により必要となった被保険者の通信費および身の回り 品購入費(身の回り品購入費は5万円、通信費と合算で20 万円を1回のケガ、病気の限度とします。)
- ⑤医師の治療を受けたのち、当初の旅行行程に復帰または 直接帰国するための被保険者の交通費・宿泊費(払戻しを 受けた金額または負担することを予定していた金額がある 場合は、その額を控除します。)
- 注1 日本国内で治療を受け、健康保険、労災保険等から支 払いがなされ、被保険者が支払わなくてもよい部分、ま た、海外においても同様の制度がある場合、その制度 により被保険者が診療機関に支払うことが必要とされな い部分はお支払いできません。
- 注2 カイロプラクティック、鍼(はり)または灸(きゅう)による治 療のために支出した費用についてはお支払いできませ

<救援費用>

保険契約者、被保険者または被保険者の親族が支出した費 用で社会通念上妥当と認められる次の費用をお支払いしま す。(「保険金をお支払いする場合」の⑥は300万円上限)

- ①搜索救助費用
- ②救援者の現地までの航空機等の往復運賃(救援者 3 名分
- ③救援者の現地および現地までの行程における宿泊施設客 室料(救援者3名分かつ1名につき14日分まで)
- ④治療を継続中の被保険者の現地からの移送費用(払戻しを 受けた金額、負担することを予定していた金額、傷害・疾病 治療費用部分で支払われるべき金額は控除します。)
- ⑤遺体の処理費用(100 万円まで)、遺体輸送費用
- ⑥救援者の渡航手続費、救援者または被保険者の現地交通 費・通信費、入院または救援に必要な身の回り品購入費、 救援に必要な通訳雇入費(合計20万円まで、傷害・疾病治 療費用の④で支払われる費用は除きます。)

<傷害治療費用>

上記「傷害死亡」の保険金をお支払いできない 主な場合 1.の①~⑨および 2.に該当する場合 に同じ

<疾病治療費用>

上記「傷害死亡」の保険金をお支払いできない 主な場合 1.の①、②、⑦、⑧により発病した病 気および 2.に該当する場合に加え、

- ・妊娠、出産、早産、流産による病気(保険期間 が 31 日までの契約(保険期間が延長された 場合は31日目まで)に限り、妊娠初期の異常 (妊娠満 22 週以後の発生は除く)により医師 の治療を開始した場合については保険金を お支払いします。)
- •歯科疾病
- 注 旅行出発前に発病した病気による疾病治 療費用のお支払いはできません。

<救援費用>

上記「傷害死亡」の保険金をお支払いできない 主な場合 1.の①**1、②**1、③**2、⑦、⑧により 生じた事故および2.に該当する場合に加え、以 下の事由により左記保険金をお支払いする場 合③の入院をされた場合

- ・妊娠、出産、早産、流産による病気(保険期間 が 31 日までの契約(保険期間が延長された 場合は31日目まで)に限り、妊娠初期の異常 (妊娠満 22 週以後の発生は除く)により医師 の治療を開始した場合については保険金を お支払いします。)
- 歯科疾病
- ※1. 自殺行為によりその行為の日からその 日を含め 180 日以内に死亡された場合 は救援費用部分の保険金をお支払いし ます。
- ※2. 被保険者による自動車、オートバイの無 資格運転、酒酔運転により事故の発生 の日からその日を含めて 180 日以内に 死亡された場合は救援費用部分の保険 金をお支払いします。
- 注 旅行出発前に発病した病気により入院した 場合は、救援費用のお支払いはできませ

など

補償項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
	<傷害治療費用>	お支払いする保険金は 1 回のケガ、病気、事故などにつき、	<傷害治療費用>
	責任期間*中の事故によるケガ*が原因で	治療・救援費用保険金額を限度とします。	上記「傷害死亡」の保険金をお支払いできない
	医師の治療を受けられた場合(義手、義足	<傷害・疾病治療費用>	主な場合 1.の①~⑨および 2.に該当する場合
	の修理を含みます。)	被保険者が支出した費用で、社会通念上妥当と認められる次 の金額をお支払いします(ケガの場合は事故の発生の日、病	に同じ
	<疾病治療費用> ①「責任期間*中に発病した病気」または	の並領をお文払いします(イカの場合は事故の発生の日、病 気の場合は治療開始日からその日を含めて 180 日以内に要	<疾病治療費用>
	「責任期間*終了後72時間以内に発病し	した費用に限ります。)。	- \ストメヤハイクル゙負/// - 上記「傷害死亡」の保険金をお支払いできない
	た病気(その原因が責任期間*中に発生	①診療費・入院費関係(入院による治療を要するにもかかわ	主な場合 1.の①、②、⑦、⑧により発病した病
	したものに限ります。)」により、責任期間	らず病院が利用できない場合や医師の治療を受け医師の 指示により宿泊施設で静養した場合の宿泊施設客室料、病	気および 2.に該当する場合に加え、
	*終了後 72 時間を経過するまでに医師 の治療を開始された場合	指示により伯冶施設を評儀した場合の伯冶施設各主科、内院への緊急移送費等の費用を含みます。)、入院・通院の	・妊娠、出産、早産、流産による病気(保険期間
	②責任期間*中に感染した特定の感染症*	ための交通費および治療のために必要な通訳雇入費	が 31 日までの契約(保険期間が延長された 場合は31日目まで)に限り、妊娠初期の異常
治療▪	により責任期間*終了後その日を含めて	②保険金請求のために必要な医師の診断書の費用	「場合は31 ロロまで)に限り、妊娠初期の異常 (妊娠満 22 週以後の発生は除く)により医師
救援費	30 日を経過するまでに医師の治療を開	③法令に基づき、公的機関より病原体に汚染された場所の消	の治療を開始した場合については保険金を
用	始された場合	■ 毒を命じられた場合の消毒費用 ■ ④入院により必要となった被保険者の通信費および身の回り	お支払いします。)
713	<救援費用> 被保険者が次の①~⑥までのいずれかに	品購入費(身の回り品購入費は5万円、通信費と合算で20	・歯科疾病
救援に関する	該当した場合	万円を1回のケガ、病気の限度とします。)	注 旅行出発前に発病した病気による疾病治
通訳雇入費 用補償特約	①責任期間*中の事故によるケガ*または	⑤医師の治療を受けたのち、当初の旅行行程に復帰または 東投場団大スナッの神保険者の充済書、写治書(人豆した	療費用のお支払いはできません。
セット	自殺行為がもとで、事故の発生の日から	直接帰国するための被保険者の交通費・宿泊費(払戻しを 受けた金額または負担することを予定していた金額がある	<救援費用>
妊娠初期の	その日を含めて 180 日以内に死亡された 場合、または 3 陰された場合	場合は、その額を控除します。)	- \ススススライアーン - 上記「傷害死亡」の保険金をお支払いできない
症状に対する	場合、または入院された場合 ②責任期間*中に病気、妊娠、出産、早産、	注1 日本国内で治療を受け、健康保険、労災保険等から支	主な場合 1.の①*1、②*1、③*2、⑦、⑧により
保険金支払 責任の変更	流産により死亡された場合	払いがなされ、被保険者が支払わなくてもよい部分、ま	生じた事故および2.に該当する場合に加え、以
に関する特約	③責任期間*中に発病した病気により、責	た、海外においても同様の制度がある場合、その制度 により被保険者が診療機関に支払うことが必要とされな	下の事由により左記保険金をお支払いする場合③の入院をされた場合
セット (保険期間 21	任期間*終了日からその日を含めて 30 日以内に死亡された場合、または入院さ	い部分はお支払いできません。	- 1500人院をされた場合 ・妊娠、出産、早産、流産による病気(保険期間
(保険期間 31 日までの契約	日以内に死亡された場合、または人院された場合(責任期間*中に医師の治療を	注2 カイロプラクティック、鍼(はり)または灸(きゅう)による治	が 31 日までの契約(保険期間が延長された
の場合)	開始した場合に限ります。)		場合は31日目まで)に限り、妊娠初期の異常
救援者費用	④責任期間*中に搭乗・乗船中の航空機・	ん。	(妊娠満 22 週以後の発生は除く)により医師
等追加補償	船舶が行方不明もしくは遭難した場合ま たは山岳登はん中に遭難した場合	<救援費用> 保険契約者、被保険者または被保険者の親族が支出した費	の治療を開始した場合については保険金を お支払いします。)
特約(家族旅 行特約用)セ	/:は山台豆はん中に遺無した場合 ⑤責任期間*中の急激かつ偶然な外来の	休険笑約省、彼休陝省まだは彼休陝省の親族が又出した負 用で社会通念上妥当と認められる次の費用をお支払いしま	・歯科疾病
ット	事故により被保険者の生死が確認でき	す。(「保険金をお支払いする場合」の⑥は300万円上限)	※1. 自殺行為により、その行為の日からその
	ない場合または緊急な捜索・救助活動が	①捜索救助費用	日を含め 180 日以内に死亡された場合
家族旅行	│ 必要な状態となったことが警察等公的機 │ 関により確認された場合	②救援者の現地までの航空機等の往復運賃(被災された被 保険者 名につき救援者 3 名分まで)(※)	は救援費用部分の保険金をお支払いし
特約セット	注 被保険者の生死の判明後または緊急	③救援者の現地および現地までの行程における宿泊施設客	ます。 ※2. 被保険者による自動車、オートバイの無
●ご夫婦ご家	な捜索・救助活動の終了後に現地に	室料(被災された被保険者1名につき救援者3名分かつ1	資格運転、酒酔運転により事故の発生
族プラン(家	赴く救援者にかかる費用は対象外で	名につき 14 日分まで) ^(※)	の日からその日を含めて 180 日以内に
族旅行特約) にご加入の	す。 ⑥責任期間*中に誘拐された、または行方	④付添者(被災された被保険者以外の被保険者をいいます。)が当初の旅行行程に復帰または直接帰国するための	死亡された場合は救援費用部分の保険
場合は、こち	不明になったことを警察等公的機関に届	交通費・宿泊費(払戻しを受けた金額または負担することを	金をお支払いします。
らをご参照く ださい。 ●	出された場合	予定していた金額がある場合は、その額を控除します。な	注 旅行出発前に発病した病気により入院した 場合は、救援費用のお支払いはできませ
7200 0		お、宿泊費は14日分を限度とします。)	る。 ん。
		⑤治療を継続中の被保険者の現地からの移送費用(払戻しを 受けた金額、負担することを予定していた金額、傷害・疾病	など
		治療費用部分で支払われるべき金額は控除します。)(※)	
		⑥遺体の処理費用(被災された被保険者 1 名につき 100 万円	
		まで)および遺体輸送費用 ^(※) ⑦救援者の渡航手続費 ^(※) 、救援者 ^(※) または被保険者の現地	
		⑦秋張有の波脈子帆質 、秋張有 よれば被床殴有の境地 交通費・通信費、入院または救援 ^(※) に必要な身の回り品購	
		入費、救援に必要な通訳雇入費 (※)(合計 40 万円まで、傷	
		害・疾病治療費用の④で支払われる費用は除きます。)	
		(※)が付されている費用については、左記保険金をお支払いする場合<救援費用>①、③の入院の場合は継続して3日	
		以上入院された場合に限りお支払いします。	
	責任期間*中に偶然な事故によって他人に	1 回の事故につき、個人賠償責任保険金額を限度として、損	上記「傷害死亡」の保険金をお支払いできない
	ケガをさせたり、他人のもの(※)を壊したりし	害賠償金をお支払いします。また、損害防止費用、緊急措置	主な場合 1.の⑦、⑧により生じた損害に加え、
	て損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合	費用、訴訟費用、弁護士報酬費用、仲裁・和解・調停費用もお 支払いできることがあります。	・保険契約者または被保険者の故意によって 生じた損害
	フィーター	注 賠償金額の決定には、事前に弊社の承認を必要とします。	・被保険者の職務遂行に起因する損害賠償責任
	の責任無能力者の行為により親権者等	M M M M M M M M M M M M M M M M M M M	・被保険者と同居する親族および同一旅行行
個人賠	が法律上の損害賠償責任を負った場合		程の親族に対する損害賠償責任
償責任	もお支払いの対象となります。		・受託物に対する損害賠償責任(※) ・被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
	(※)次のものに対する損害賠償責任に対しる る損害賠償責任」の記載に関わらず保険	ては右記保険金をお支払いできない主な場合の「受託物に対す	・被保険者または被保険者の指図による暴行・
		®金をゐ又払いいにします。 D動産(客室外のセイフティボックスおよび客室のキーを含みま	殴打に起因する損害賠償責任
	す。)		・自動車、オートバイ等の車両、船舶、航空機、 銃器の所有、使用、管理に起因する損害賠償
	・居住施設内の部屋、部屋内の動産(戸室全体を賃借している場合を除きます。) ・賃貸業者より保険契約者または被保険者が直接借り入れた旅行用品、生活用品		「「 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
	・貞貞未有より保険契約者または被保険	名か 旦接信り入れた旅行用品、 生沽用品	・罰金、違約金、懲罰的賠償金 など

補償項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
携行品 損害 _{携行品補償} 特約セット	責任期間*中に携行品(※)(カメラ、カバン、 衣類、航空券、旅券、運転免許証など)が、 盗難・破損・火災などの偶然な事故により 損害を受けた場合 ※被保険者が所有(被保険者の親族から 保険契約者または被保険者が直接借り 入れたものを含みます。)かつ携行する 身の回り品をいいますが、次のものは対 象となりません。 ・現金、小切手、株券・手形等、印紙・切手 等、定期券、預貯、船舶、自動車、オートバイ、山岳登はん等危険な運動を行つインド サーフィン・サーフィン等のスポーツの用 具、義歯、義肢、コンタクトレンズ、動植物など ・被保険者が携行していないもの(被保険者の居住施設内にあるものや別送中のも の等)	携行品1つ(1点・1組または1対)あたり 10 万円(乗車券・航空券等の場合は合計 5 万円)を限度として損害額をお支払いします。ただし、携行品損害保険金額をもって保険期間中の支払いの限度とします。 注1 損害額とは再調達価額(同等の物を新たに購入するのに必要な金額)または修繕費のいずれか低い方をいいます(修繕が可能な場合には再調達価額を限度として修繕費をお支払いします。)。 注2 旅券については、旅券の取得または渡航書の取得に要した被保険者の交通費、発給手数料、電信料、発給地における被保険者の宿泊施設客室料、発給用の写真代、発給のために必要な通訳雇入費を損害額とします(1事故につき合計10万円まで)。 注3 運転免許証については、国または都道府県に納付した再発給手数料を損害額とします。	上記「傷害死亡」の保険金をお支払いできない主な場合 1.の①、③、⑦、⑧により生じた損害に加え、以下により生じた損害・差押え、没収、破壊等の公権力の行使(火災消防・避難処置、空港等の安全確認検査での錠の破壊は対象となります。)・携行品の自然の消耗、性質の変質・変色、欠陥・すり傷、塗料のはがれ等の外観の損傷・偶然・外来の事故に起因しない電気的事故・機械的事故(故障等)・保険の対象である液体の流出・置き忘れ、紛失なお、被保険者の親族以外の者から借りたり、預かったりした携行品の損害に対しても、保険金をお支払いできません。ただし、賃貸業者から借りた旅行用品または生活用品に損害が生じ賃貸業者から損害賠償請求された場合は上記個人賠償責任で保険金をお支払いすることができます。
旅行事 故緊急 費用	責任期間*中に生じた予期せぬ偶然な事故(※1)がもとで、被保険者が責任期間*中に負担を余儀なくされた費用(※2)をお支払いします(※3)。 ※1. 公的機関、交通機関、宿泊機関、医療機関または旅行会社(ツアーオペレーターを含みます。)により、その発生が証明されるものに限ります。 ※2. ①交通費、②宿泊施設の客室料、③食事代、④国際電話料等通信費、⑤渡航手続費、⑥渡航先で受ける予定であった旅行サービスの取消料、⑦身の回り品購入費をいい、社会通念上妥当と認められる金額とします(他の特約で保険金支払の対象となる額、払い戻しを受けた額、負担することを予定していた金額を控除します。)。ただし、③食事代については次の。またはb.のいずれかに該当した場合に、⑦身の回り品購入費については次の。に該当した場合に限りお支払いします。 a. 被保険者が搭乗予定の航空機の6時間以上の出発遅延、欠航、運休、搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能または搭乗した航空機の着陸地変更により、6時間以内に代替機を利用できない場合b. 被保険者が搭乗した航空機の遅延(搭乗予定航空機の出発遅延、欠航、運休、搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能を含みます。)または着陸地変更により乗継予定航空機に搭乗できず、乗継地への到着時刻から6時間以内に代替機を利用できない場合 c. 被保険者が乗客として搭乗する航空機の到着後6時間以内に、航空会社に運搬を寄託した手荷物が、目的地に運搬されなかった場合で、航空機がその目的地に到着してから96時間以内に費用を負担した場合 ※3 上記※2の①から⑥の合計で5万円が保険期間中の限度となります(ただし、③食事代については5千円が保険期間中の限度となります。)。また、⑦身の回り品購入費については、①~⑥とは別に、10万円が保険期間中の限度となります。)。また、⑦身の回り品購入費については、①~⑥とは別に、10万円が保険期間中の限度となります。)。また、⑦身の回り品購入費については、①~⑥とは別に、10万円		上記「傷害死亡」の保険金をお支払いできない主な場合 1.の②、③、⑦~⑨により生じた費用および 2.に該当する場合に加え、以下によって生じた費用・保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意、重大な過失または法令違反・地震・噴火、これらによる津波・妊娠、出産、早産、流産またはこれらに起因する病気の発病・歯科疾病・被保険者が乗客として搭乗しているまたは搭乗予定の交通機関のうち、運行時刻が定められていないものの遅延または欠航・運休・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、スカイダイビング、ハンググライダー等危険なスポーツを行っている間
個人賠 償長期契 約用)	有、使用、管理する財物に対する損害期 ・宿泊施設の客室、宿泊施設の客室内の す。)について生じた損害	1回の事故につき、個人賠償責任(長期契約用)保険金額を限度として、損害賠償金をお支払いします。また、損害防止費用、緊急措置費用、訴訟費用、弁護士報酬費用、仲裁・和解・調停費用もお支払いできることがあります。 注 賠償金額の決定には、事前に弊社の承認を必要とします。 では右記保険金をお支払いできない主な場合の「被保険者が所賠償責任」の記載に関わらず保険金をお支払いいたします。 動産(客室外のセイフティボックスおよび客室のキーを含みまく(いっすい)による水濡れにより被保険者の旅行のための宿泊	上記「傷害死亡」の保険金をお支払いできない主な場合1.の⑦、⑧により生じた損害に加え、・保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害 ・被保険者の職務遂行(アルバイトを含みます。)に起因する損害賠償責任 ・被保険者の使用人(家事使用人は除きます。)が被保険者の業務に従事中に被った身体障害に起因する損害賠償責任 ・被保険者の親族に対する損害賠償責任・被保険者が所有、使用、管理する財物に対する損害賠償責任(※) ・被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任・被保険者または被保険者の指図による暴行・殴打に起因する損害賠償責任・被保険者または被保険者の指図による暴行・殴打に起因する損害賠償責任・自動車、オートバイ等の車両、船舶、航空機、銃器の所有、使用、管理に起因する損害賠償責任・自動車、オートバイ等の車両、船舶、航空機、

責任

·罰金、違約金、懲罰的賠償金

など

施設、居住施設に与えた損害

・賃貸業者より保険契約者または被保険者が直接借り入れた旅行用品、生活用動産について生じた損害

補償項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
生活用動産(長期)用)	保険期間中に海外現地の住宅・宿泊施設内にある被保険者所有の家財・身の回り品が火災・盗動・買物・旅行などの際に携行している被保険者所有の身の回り品が火災・盗難などの偶然な事故によって損害を受けたとの偶然な事故によって損害を受けたといる。	家財・身の回り品1つ(1点・1 組または1対)あたり20万円(乗車券・航空券等の場合は合計5万円)を限度として損害額をお支払います。ただし、生活用動産(長期契約用)保険金額をもって同一年度内に生じた事故による損害に対する支払いの限度とします。 注1 損害額とは時価額(同等の物を新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗(減価)分を控除して算出した金額)または修繕費のいずれか低い方をいいます。(修繕が可能な場合には時価額を限度として修繕費をお支払いします。) 注2 旅券については、旅券の取得または渡航書の取得に要した被保険者の交通費、発給手数料、電信料、発給地における被保険者の宿泊施設客室料、発給用の写真代(1事故につき合計5万円まで) 注3 運転免許証については、再発給手数料を損害額とします。	上記「傷害死亡」の保険金をお支払いできない主な場合 1.の①、③、⑦、⑧により生じた損害に加え、以下により生じた損害・差押え、没収、破壊等の公権力の行使(火災消防・避難処置、空港等の安全確認検査での錠の破壊は対象となります。)・保険の対象の自然の消耗、性質の変質・変色、欠陥、楽器の音色または音質の変化・保険の対象に対する修理、調整、清掃・すり傷、塗料のはがれ等の外観の損傷・偶然・外来の事故に起因しない電気的事故・機械的事故(故障等)・置き忘れ、紛失・詐欺、横領・火災、爆発、風水災、盗難などを伴わないガラス器具、陶磁器、美術・骨とう品の破損事故、保険の対象である液体の流出
航空機 寄託手 荷物遅 延	被保険者が旅行行程中に航空機搭乗時(※) に運搬を寄託した手荷物が、航空機の到着 後 6 時間以内にその目的地に運搬されなか った場合 (※)被保険者が乗客として搭乗する航空機 に限ります。	被保険者が支出した次の費用(他人への謝金・礼金を含みません。)を1回の事故につき10万円を限度にお支払いします。 ①衣類(寄託手荷物に含まれていた下着、寝間着など必要不可欠な衣類)購入費 ②生活必需品(寄託手荷物に含まれていた洗面用具、かみそり、くしなど)購入費 ③前記①、②以外にやむを得ず必要となった身の回り品購入費 選 被保険者が目的地に到着してから96時間以内に目的地にて負担した費用に限ります。また、その寄託手荷物が被保険者のもとに到着した後に負担した費用を除きます。	上記「傷害死亡」の保険金をお支払いできない主な場合1.の⑦、⑧により生じた損害に加え・保険契約者や被保険者または保険金受取人の故意、重大な過失または法令違反・地震・噴火、これらによる津波
航空機遅延費用	責任期間*中に次のいずれかに該当した場合 ① 被保険者が搭乗予定の航空機の6時間以上の出発遅延、欠航、運休、搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能または搭乗した航空機の着陸地変更により、6時間以内に代替機を利用できない場合②被保険者が搭乗した航空機の遅延(搭乗予定航空機の出発遅延、欠航、運休、搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能を含みます。)または着陸地変更により乗継予定航空機に搭乗できず、乗継地への到着時刻から6時間以内に代替機を利用できない場合	被保険者が支出した費用で社会通念上妥当と認められる次の費用をお支払いします。ただし、1回の左記①の出発遅延、欠航、運休、搭乗不能、着陸地変更または左記②の到着機の遅延につき、2万円を支払いの限度とします。 ①出発地(着陸地・乗継地)において、代替となる他の航空機が利用可能となるまでの間に負担した宿泊施設等客室料、食事代、交通費(宿泊施設等への移動に要するタクシー代等の費用またはその航空機の代替となる他の交通手段を利用した場合の費用)、国際電話料等通信費(払戻しを受けた額または負担することを予定していた金額を控除します。) ②目的地で提供を受ける予定であった旅行サービスの取消料等	上記「傷害死亡」の保険金をお支払いできない主な場合1.の⑦、⑧により生じた損害に加え・保険契約者や被保険者または保険金受取人の故意、重大な過失または法令違反・地震・噴火、これらによる津波など
緊急一 時帰国 費用	責任期間*中(一時帰国している期間を除きます。)に次のいずれかに該当したことにより緊急に一時帰国した場合 ①被保険者の配偶者または被保険者の2親等内の親族の死亡 ②被保険者の配偶者または被保険者の2親等内の親族の危篤 ③被保険者の配偶者または被保険者の2親等内の親族の搭乗する航空機または船舶の行方不明・遭難 ② ①~③のいずれかに該当した日からその日を含めて10日以内に一時帰国し、かつ、帰国後30日以内に再び海外の滞在地へ戻ることがお支払いの要件となります。	保険契約者または被保険者が支出した費用のうち社会通念上 妥当と認められる次の費用をお支払いします。ただし、1 回の 帰国につき緊急一時帰国費用保険金額を限度としてお支払い します。 ① 被保険者の一時帰国に要する通常の経路による往復の航 空運賃等の交通費 ②一時帰国の行程および一時帰国した地における被保険者 の宿泊施設等客室料(14 日分まで③と合計で 20 万円まで) ③ 通信費、渡航手続費および一時帰国した地において支出し た交通費(②と合計で 20 万円まで) 同一の配偶者・親族について同一の事由により複数回一 時帰国した場合は、2 回目以降の帰国に要した費用はお 支払いしません。ただし、同一の配偶者・親族の危篤によ り 2 回目の帰国をした場合で、その一時帰国後 30 日以内 に死亡した場合は、その一時帰国についても保険金をお 支払いします。	・保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ・海外渡航開始前または保険期間開始前(継続契約の場合はこの保険契約が継続されてきた最初の保険契約の開始時)のいずれか遅い時より前に発病した病気 ・左記「保険金をお支払いする場合」①、②の原因または③の事由が発生したとき以前に購入またはその予約がなされた航空券等を利用して一時帰国した場合 「注」この保険金の支払対象となる費用について保険契約者または被保険者が勤務先の慶弔規定等により給付を受けられる場合は、その額を差し引いた額をお支払いします。